

市民憲章推進者市長表彰



6月4日に、ひと・まち交流館京都で平成25年京都市市民憲章推進者表彰式が行われました。永年にわたり京都市市民憲章を率先して推進され、市民表彰されたのは次の方々・団体です(敬称略、括弧内は学区)。

【平成25年推進テーマ】はばたけ未来へ！あらゆる京都の力を合わせて「京都に住んでいてよかった」と感じる魅力あふれるまちづくり！

環境施設見学会「エコバスツアー」

サークルや町内会などのグループで京都市のごみ処理施設や再資源化施設等へ行く「エコバスツアー」の参加団体を募集しています。環境に関心のあるグループ(営利団体を除く)などなたでも応募できます。見学可能な施設や日時については上京区まちステーションにお問い合せください。



平成25年度 介護保険料通知書を 送付します

本市の介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の方に、平成25年度介護保険料通知書を7月下旬までに送付いたします。今回の通知は、今年度の市民税額が決定されたことにより今年度の保険料の確定額をお知らせするものです。保険料のお支払いは、本市にお住まいの65歳以上の方

京都市国民健康保険 からのお知らせ

新しい高齢受給者証をお送りします。本市国保に加入している70～74歳の方(昭和13年8月2日～昭和18年7月1日生まれ)が現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、8月1日以降に使用できる新しい高齢受給者証を郵送等により、7月中旬にお届けします。新しい高齢受給者証が届きましたら、記載内容に誤りなどがなければお確かめください。負担割合が3割の方へ

Table with 2 columns: 条件1, 条件2. Details about income and insurance status for high-aged recipients.

上京区地域介護予防推進センター 各種教室のご案内

○こころばな塾(運動器の機能向上プログラム) ①日時 8月1日～10月31日の毎週木曜日午前11時～正午(8月15日は休み)全13回 会場 元待賢小学校 内容 ストレッチ、下肢筋力向上・バランス能力向上、転倒予防運動、体力測定、講話など

省エネ改修に伴う 固定資産税の減額制度

平成20年1月1日以前に建築された住宅について、平成28年3月31日まで窓の二重サッシ化等の現行の省エネ基準に適合させる改修工事を行い、その費用が50万円を超え、平成28年3月31日までに契約されたものについては30万円以上のもの場合、改修工事が完了した年の翌年度に限り、床面積1万平米の部分の固定資産税額が3分の1減額されます。減額を受けるには、改修工事が完了した日から3か月以内に必要書類と鑑定報告が必要となりますので、固定資産税課まで相談ください。

福祉医療費受給者証 (子ども医療を除く)の更新

前年の所得等をもとに、8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方については新しい受給者証を、資格喪失の方については資格喪失通知書を7月末に送付します。(判定に所得証明等の書類提出が必要場合があります。また、母子家庭等医療(8月からはひとり親家庭等医療)は現況証明の提出が必要です。今回の更新で所得超過等の理由により資格喪失となった方も、所得の修正や世帯構成の変更があった場合には対象となる場合がありますので、その場合は再度申請をしてください。また、前回、所得超過により資格喪失となった方でも対象となる場合があります。

7月中旬に後期高齢者医療保険料のお知らせを送付します

平成25年度の後期高齢者医療保険料額が正式に決まりましたので、7月中旬に保険料のお知らせを送付します。平成25年度の正式な保険料額は、10月、12月、平成26年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。

けんこう情報

夏に感じる疲労感に要注意 「こころの相談」のご案内 これから夏本番の暑さが訪れます。夏は、夜更かし、暴飲暴食等の生活による疲労感が蓄積しやすくなる時期です。夏バテ症状は、精神的なストレスがある場合にも出現しやすく、たるさや食



区社協通信

介護者のつらいあなたにも伝えたいヘルパーの工夫、高齢のご家族を介護しておられる方を対象に「介護者のつらい」を開催します。今回は「暑い夏でもさっぱり料理で食欲ももりもり」をテーマにアイディア料理や調理の工夫をご紹介します。試食の後には、手指のオイルマッサージや足浴により日頃の疲れを癒しましょう。

新庁舎だより 発掘調査の現地説明会が行われました

6月22日、新総合庁舎の建設予定地で行われている埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会が行われました。発掘調査では、江戸時代前期の土坑(当時のごみ穴)が多数発見されました。この土坑は江戸時代前期の各種文獻史料に残された元和六年(一六二〇年)の火災後の廃材処分のために掘られたもので、ここからは当時使用していた陶磁器類がましまつて出土しています。瀬戸・美濃・書津などの産地のものが見られ、当時の住民の暮らしや経済力を知ることが出来ます。

固定資産税・都市計画税第2期分の納期限は、7月31日

○納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。課税内容：土地家屋…固定資産税課(☎441-5092) 償却資産…市資産税課(☎213-5214) 納付相談：土地家屋…納税課(☎441-5096) 償却資産…市納税推進課(☎213-5468) 口座振替：市納税推進課(☎213-5466)

前回の正解は 二条家跡跡の石碑です。多数のご応募ありがとうございました。今度の正解は、山名宗全の乱にかかわります。ヒント 応仁の乱にかかわります。はがきに、答えを住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合あり)を記入のうえ、〒605-1101 上京区役所「かみきよ」係まで、締切りは7月31日(消印有効)。

